JAIST Repository
https://dspace.jaist.ac.jp/

Title	社会参画を促すための人材育成の提案
Author(s)	若月, 温美
Citation	年次学術大会講演要旨集, 36: 281-282
Issue Date	2021-10-30
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/17879
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

JAIST
JAPAN
ADVANCED INSTITUTE OF
SCIENCE AND TECHNOLOGY

Japan Advanced Institute of Science and Technology

１Ｈ１０

社会参画を促すための人材育成の提案

○若月　温美（玉川大学）

成年年齢を 18 歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が，2022 年 4 月 1 日から施行される。2022 年 4 月 1 日の時点で，18 歳以上 20 歳未満の若者は，その日に成年に達することになる。「若者の政治離れ」や「おとなになりたくない若者」が言われて久しいが、諸外国では 18 歳成人が主流であり、法務省は「18 歳，19 歳の若者の自己決定権を尊重するものであり，その積極的な社会参加を促す」とその意義をうたっている。18 歳成年による社会参画ための人材育成について考察する。

１８歳選挙の結果

2016 年 7 月に行われた第 24 回参院選は 18 歳選挙権が導入されて初めての国政選挙のため大きな注目を集めた。結果は、18 才が 51.28%、19 歳が 42.30%で、全体の投票率の 54.70%には及ばなかったが、20 代の 30%台に比べて、おおむね好意的に受け止められた。しかし、2017 年 10 月の第 48 回衆院選では、全体の投票率は参院選と比べてあまり変わらない中、18 歳が 47.87%（−3.41）、19 歳は 33.25%（−9.05）と下落した。この 19 歳の中には、参院選の時に 18 歳だった人の多くが含まれており、単純に比較してみると、この年代の投票率は、わずか 1 年余りで大きく低下した。ある大学生は「2016 年では注目されており聞いたので選挙に行ったが、2017 年は、大学で「選挙に行こう」とは言われなくなり、政党や候補者のことがよくわからないから行くのをやめた」と語った。高等学校では公民科で模擬投票などの先進的な授業も見られたが、全国規模での実施には至っていない。19 歳になって投票に行かなかったことは、自己決定権が十分に育成されていなかったといわざるを得ない。

衆議院議員総選挙年代別投票率の推移
（明るい選挙推進協議会）

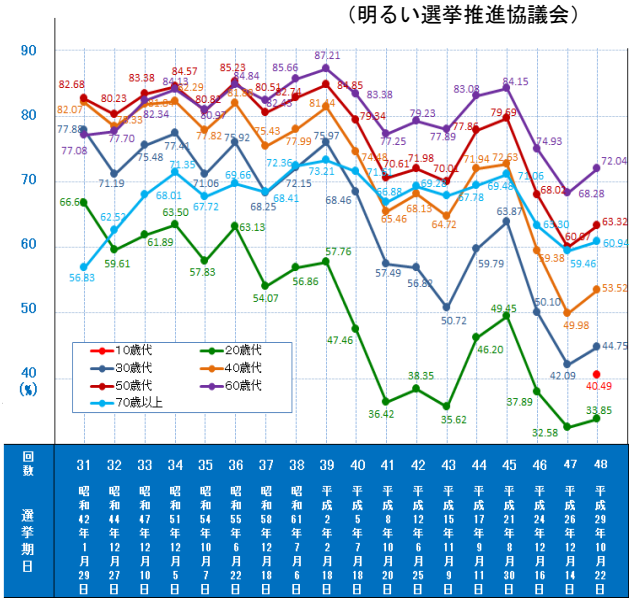

http://www.akaruisenkyo.or.jp/070various/071syugi/693/）

１８歳成年で学ぶこと

文部科学省は 2018 年の「成年年齢引き下げを見据えた環境整備について（通知）」において「高等学校等における消費者教育の推進」をうたい、「学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進する。」としている。なお、消費者教育については。消費者庁と文科省、総務省、金融庁の 4 省庁が連携して「アクションプログラム」を策定し、消費者庁で 2016 年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を全国の学校に提供し活用を促す、外部講師を派遣するなどのテコ入れを図り強力に推し進めている。

また、政府は 2009 年より、教育再生懇談会の下に設置された「主権者教育ワーキンググループ」により主権者教育の推進を掲げてきた。公職の選挙権を有する者の年齢が満 18 歳に引き下げられることになり、高等学校段階の生徒の中にも選挙権を有する生徒が在籍することとなることを踏まえ、文部科学省では、1969 年に発出した「高等学校における政治的教養と政治的活動について」を半世紀ぶりに見

直し、2015 年に「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」を発出した。ここでは、公職選挙法の改正による選挙権年齢の引き下げを踏まえ、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質・能力を生徒に育むことを一層期待する中で、政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象を扱うことや、実践的な教育活動を積極的に行うことを明確化するとともに、例えば生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を整理し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことの重要性を示している。このように、政治的教養に関する教育の取扱いの充実が図られたことは画期的な出来事であったといえる。そして 新学習指導要領においても同様に「主権者教育の充実」では 特に、高等学校においては、家庭科、情報科や総合的な探究の時間等と連携して取り組んでいくことが強調されている。

主権者教育とは　-学校現場の視点から-

「学校現場で主権者意識を高めるために」について　日本労働組合総連合会（連合）は教育研究全国集会で議論された授業実践のポイントを以下のように説明している。
〇15 歳（18 歳）から労働者となる子どもにとって必要なこと。→労働教育
〇市民として地域社会に参画するための意欲と知恵の獲得であること。
〇国政のしくみを知り、選挙権行使による政治参加にあわせ、「声をあげる文化」をつくること。
〇現代的な政治課題を積極的にとりあげ、論争的授業をつくりあげること。
〇学校のなかに、「自治」と「民主主義」を根づかせること。
〇子どもたちが社会に参加し、エンパワーされる体験をつくること。
学校現場では、18 歳成年を選挙権だけに矮小化せず、地域社会への参加や民主主義を実践する市民性の教育、労働教育、当たり前に意見を表明する力と文化を創ることなど、子どもたちの現状に即した提案をした。

社会参画を促す家庭科教育

学習指導要領の改訂で家庭科の学習対象を「空間軸・時間軸」の視点から明確化した。小学校では、「自己と家庭生活への関心を持ち、これまでの生活を振り返るとともに現在の生活をよりよくする視点」中学校では「家庭と地域への関心を高め、これからの生活を展望して現在の生活をよりよくする視点」高等学校では「社会との関わりの中で営まれる家庭生活や地域の生活への関心を高め，生涯を見通して生活を創造する主体としての視点」をもち、発達段階に応じて自分のことから家庭、地域へと視野を広げさらに社会との関わりまで視野を広げて学ぶことを目的としている。

子どもたちは自分の身近に起こっていることに関心を持つことから、「なぜだろう」という課題に気づきそれを解決するために考え、実行する力を家庭科教育の学びを通して身につけることができる。生活は社会と深くかかわり、生活すること自体が社会を創造する。生活における意思決定や行動が社会を変えて行く力となる学びを家庭科教育で実現することができる。

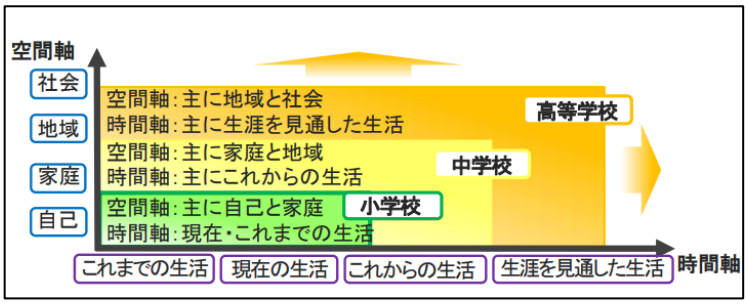

新学習指導要領における家庭科の学習指導（2019 年　文部科学省）

参考文献

「学校現場で主権者意識を高めるために」（日本労働組合総連合会（連合））（文部科学省　2019 年 第 17 回主権者教育推進会議参考資料）
『投票に行くのやめました』18 歳選挙権に何が ｜ 特集記事 ｜ NHK 政治マガジン
小学校学習指導用要領　中学校学習指導用要領（文部科学省　平成 29 年）
高等学校学習指導用要領（文部科学省　平成 30 年）